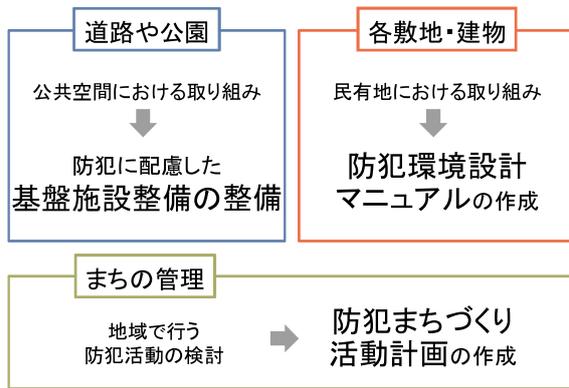


防犯に配慮した新市街地整備の取り組み

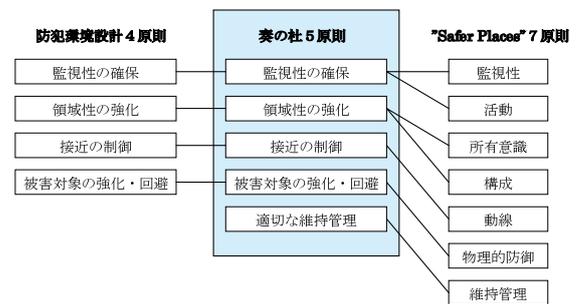
Crime prevention within an Urban Development Project

小幡 克実 組田 良則 関原 弦 中島 佳奈子

Katsumi OBATA, Yoshinori KUMITA, Yuzuru SEKIHARA and Kanako NAKAJIMA



3段階の防犯まちづくり



奏の杜における防犯環境設計の考え方

目的

防犯まちづくりにおいては、従来行われてきた住民、警察等の様々な主体によるソフト面の防犯活動を充実・普及させるとともに、住宅、学校、公共施設等の構造、設備、配置等のハード面の取り組みを推進することが重要である。しかし、ハード面における対策は既成市街地で行うには莫大なコストが必要であり、新市街地整備の段階から防犯に配慮しておくべきである。

そこで、JR津田沼駅南口特定土地区画整理事業地区(奏の杜地区)では、わが国の指針等で用いられる防犯環境設計理論と英国の防犯まちづくりのガイドライン“Safer Places”をもとに、新市街地整備の段階からの防犯まちづくりに取り組んだ。

結論

防犯理論や文献、警察や自治体からのヒアリングをもとに、奏の杜地区で考え得る防犯まちづくり施策の列举と整理を行い、3段階の防犯まちづくりを行うこととした。1つ目は公共空間における「防犯に配慮した基盤施設整備」、2つ目は民有地の個々の建物に向けた「防犯環境設計マニュアル」の作成、3つ目は、上記を下支えする「防犯まちづくり活動計画の作成」である。

今後は、基盤施設である公園、防犯灯、防犯カメラ等の管理運営、防犯環境設計マニュアル及び防犯まちづくり活動計画の運営は、現在設立準備中のエリアマネジメント組織の重要な役割となる。また、活動計画については、開発段階に合わせた活動開始時期の検討、新住民への働きかけ等が今後の課題となる。